一般応募によるイベントの情報発信ガイドライン

令和８年 10 月

第１　趣旨

このガイドラインは、市が主催・共催していないイベントについて次に掲げる目的のもと、市ホームページ及び市LINE公式アカウントを活用して情報発信を行うに当たり、その適正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

⑴　地域の多様なイベントを紹介し、地域の魅力をＰＲすること。

⑵　多くの方に知ってもらい、イベントへの参加機会を増やすことで、さまざまな経験を提供するきっかけとなること。

⑶　イベントを通じて多くの方が地域のつながりを形成すること（関係人口の増加を図る。）。

⑷　地域の経済活動をサポートすること。

第２　情報発信の手段について

内容、規模、実績等を考慮し、市が提供する情報として相応しいと判断した場合に限り、次に掲げる手段により情報発信するものとする。

⑴　ホームページ

新着情報、イベントカレンダー又は情報提供があった市内のイベント情報で掲載する。

⑵　ＬＩＮＥ

受信設定で「イベント」を設定している方を対象にセグメント配信する。

第３　応募について

応募は、原則としてイベント開催日の 10 日前までに、市が指定する電子申請フォームから行うものとする。

第４　応募における留意事項

１　掲載及び配信について

⑴　掲載料は、無料とする。

⑵　発信方法及び発信日時は、市でイベントごとに判断するものとするが、お申込みを要するイベント以外は基本的に 10 日前から７日前を目安に情報発信するものとする。

⑶　応募に当たっては、イベントの概要及び情報発信に必要な画像データ（元データ）を提出するものとする。

⑷　掲載及び配信に当たり、文章の表記等について追記修正する場合がある。

⑸　問合わせ先・連絡先を必ず掲載するものとする。

⑹　応募されたイベントについては、必ずしも掲載及び配信されるものではないことを了承のうえ、申請すること。

２　その他

⑴　イベント会場でのトイレ又は駐車場のトラブルが生じないように事前に配慮すること。

⑵　市は、イベントに関する問合わせ、トラブル等の対応に一切関与しない。

⑶　著作権等の取扱いには十分に注意すること。

⑷　イベントの情報発信後に、開催の中止又は日時、会場その他の重要な内容に変更が生じた場合は、速やかに市へ連絡すること。ただし、土日祝日については、市による情報の更新に対応できない場合がある。

第５　応募条件

応募の対象となるイベントは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　市内で開催するイベントであること。

⑵　参加人数をごく少数に制限しているイベントではないこと。ただし、公共施設が主催するイベントで募集人数に限りがある場合はこの限りではなく、その場合は必ず募集人数を明記すること。

⑶　団体の会員募集、教室の受講者募集、商品又はサービスの販売促進など、特定の団体又は事業者の宣伝を主たる目的とするものではないこと。ただし、不特定多数の者が参加できる体験会、発表会その他のイベントについては、その内容を考慮し、市が情報発信の可否を判断するものとする。

⑷　法的な問題が生じるイベントではないこと。

⑸　政治又は宗教に関連するイベントではないこと。

⑹　政治的又は宗教的な議論を引き起こす可能性があるイベントではないこと。

⑺　暴力団関係者が主催又は参加しているイベントではないこと。

⑻　その他市が提供する情報として相応しいイベントであること。